

財団法人 中近東文化センター 寄付行為

昭和 50 年 2 月 1 日制定
昭和 54 年 11 月 28 日改正
昭和 59 年 8 月 22 日改正
昭和 61 年 4 月 9 日改正
平成 4 年 12 月 25 日改正
平成 11 年 7 月 16 日改正
平成 13 年 1 月 6 日改正
平成 17 年 7 月 14 日改正
平成 19 年 6 月 6 日改正

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、財団法人中近東文化センターと称する。

(事務所)

第 2 条 この法人は、事務所を東京都三鷹市大沢三丁目 10 番 31 号に置く。

(支 部)

第 3 条 この法人は、理事会の議決を経て、必要の地に支部を置くことができる。

第 2 章 目的及び事業

(目 的)

第 4 条 この法人は、中近東文化に関する調査研究及び資料の収集・保管・展示を行い、もって中近東文化に関する理解と研究を通じて我が国の学術文化の向上発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 5 条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1)中近東文化に関する調査研究
- (2)中近東文化に関する資料の収集、保管、展示及び研究者への提供
- (3)中近東文化に関する研究会及び講演会等の開催
- (4)中近東文化に関する研究成果の刊行
- (5)中近東文化に関する調査研究に対する助成
- (6)その他目的を達成するために必要な事業

第3章 資産及び会計

(資産の構成)

第6条 この法人の資産は、次の通りとする。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 資産から生ずる収入
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 寄付金品
- (5) その他の収入

(資産の種別)

第7条 この法人の資産は、基本財産と運用財産の2種とする。

2. 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する
 - (1) 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産
 - (2) 基本財産とすることを指定して寄付された財産
 - (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産
3. 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

(資産の管理)

第8条 この法人の資産は、理事長が管理し、基本財産のうち現金は、理事会の議決を経て定期預金とする等確実な方法により、理事長が保管する。

(基本財産の処分の制限)

第9条 基本財産は、譲渡し、交換し、担保に供し、又運用財産に繰り入れてはならない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経、かつ、文部科学大臣の承認を受けて、その一部に限り処分し、又は担保に供することができる。

(経費の支弁)

第10条 この法人の事業遂行に要する経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第11条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が編成し、毎事業年度開始前に、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経て、文部科学大臣に届け出なければならない。
事業計画及び収支予算を変更しようとする場合も同様とする。

(新たな義務の負担等)

第12条 第9条ただし書及び前条の規定に該当する場合並びに収支予算で定めるものを除くほか、新たな義務の負担又は権利の放棄のうち重要なものを行おうとするときは、理事

会において理事現在数の3分の2以上の議決を経なければならない。

(収支決算)

- 第13条 この法人の事業報告及び収支決算は、毎事業年度終了後、理事長が事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の意見を付け、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経て、その事業年度終了後3か月以内に文部科学大臣に報告しなければならない。
2. この法人の収支決算に収支差額があるときは、理事会の議決及び評議員会の同意を経て、その一部若しくは全部を基本財産に編入し、又は翌年度に繰り越すものとする。

(長期借入金)

- 第14条 この法人が借入金をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経、かつ、文部科学大臣の承認を受けなければならない。

(事業年度)

- 第15条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

第4章 総裁、役員、評議員及び職員

(総裁)

- 第16条 この法人に総裁を置く。
2. 総裁はこの法人の象徴とする。
3. 総裁は無給とする。

(役員)

- 第17条 この法人には、次の役員を置く。
- (1)理事5名以上9名以内(うち理事長1名及び常務理事1名とする)
- (2)監事2名

(役員を選任)

- 第18条 理事および監事は、評議員会において選任し、理事は、理事会において互選で理事長及び常務理事を定める。
2. 理事のうち、同一の親族、特定の企業の関係者、所管する官庁の出身者が占める割合は、それぞれ理事現在数の3分の1、及び同一業界関係者が占める割合については、理事現在数の2分の1を超えてはならない。
3. 理事、監事及び評議員は、相互に兼ねることができない。
4. 監事は、理事又は他の監事と親族関係にある者、そのほか特別な利害関係にある者

であってはならない。

5. 理事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添え、遅滞なくその旨を文部科学大臣に届け出なければならない。
6. 監事に異動があったときは、遅滞なくその旨を文部科学大臣に届け出なければならない。

(理事の職務)

第19条 理事長は、この法人の業務を総理し、この法人を代表する。

2. 理事長に事故あるとき、又は欠けたときは常務理事が、理事長、常務理事ともに事故あるときは、理事長があらかじめ指名した順序により他の理事がその職務を代理し、又はその職務を行う。
3. 常務理事は、理事長を補佐し、理事会の議決に基づき、日常の事務に従事する。
4. 理事は、理事会を組織して、この法人の業務を議決し、執行する。

(監事の職務)

第20条 監事は、この法人の業務及び財産に関し、次の各号に規定する職務を行う。

- (1)法人の財産の状況を監査すること
- (2)理事の業務執行の状況を監査すること
- (3)財産の状況又は業務の執行について不整の事実を発見したときは、これを理事会、評議員会又は文部科学大臣に報告すること
- (4)前号の報告をするため必要があるときは、理事会又は評議員会の招集を請求し、若しくは第6章の定めにかかわらず、理事会又は評議員会を招集すること

(役員任期)

第21条 この法人の役員任期は、2年とし、再任を妨げない。

2. 補欠又は増員により選任された役員任期は、前項の規定にかかわらず、前任者又は他の現任者の残任期間とする。
3. 役員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

(役員解任)

第22条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数各々の4分の3以上の議決により、理事長がこれを解任することができる。この場合、当該役員に対し、あらかじめ通知するとともに、理事会及び評議員会において議決する前に、弁明の機会を与えなければならない。

- (1)心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき
- (2)職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき

(役員報酬)

第23条 役員は、無給とする。ただし、常勤の場合は、この限りでない。

2. 役員報酬は、理事会の議決を経て、理事長が定める。

(評議員)

第24条 この法人には、評議員7名以上13名以内を置く。

(評議員の選出)

第25条 評議員は、理事会で選出し、理事長が任命する。

2. 評議員を選出するに当たっては、評議員の数が理事の同数以上とし、かつ評議員のうちいずれか1名とその親族その他特別の関係にある者の合計数が評議員現在数の3分の1を超えないようにしなければならない。
3. 評議員は、理事又は監事を兼ねることはできない。

(評議員の任期及び解任)

第26条 評議員には、第21条、第22条及び第23条の規定を準用する。この場合においてこれらの規定中「役員」とあるのは、「評議員」と読み替えるものとする。

(評議員の職務)

第27条 評議員は、評議員会を組織して、この寄付行為に定める事項を行うほか、理事会の諮問に応じ、理事長に対し、必要と認める事項について助言する。

(事務局及び職員)

第28条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2. 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
3. 事務局長及び職員は、理事長が任免する。
4. 職員は、有給とする。
5. 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第5章 会 員

第29条 この法人には、会員を置くことができる。会員に関して必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

第6章 会 議

(理事会の招集等)

第30条 理事会は、毎年2回理事長が招集する。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は臨時理事会を開催する。

- (1)理事長が必要と認めたとき
 - (2)理事現在数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき
 - (3)第20条第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき又は監事が招集したとき
2. 理事長は、前項第2号又は第3号に該当する場合は、その日から20日以内に臨時理事会を召集しなければならない。
 3. 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。
 4. 理事会の議長は、理事長とする。
ただし、第20条第4号の規定により、請求があった場合にあつて、臨時理事会を開催したときは、出席理事の互選により、議長を定める。

(理事会の定足数等)

- 第31条 理事会は、理事現在数の3分の2以上の出席がなければ開会することができない。
2. 理事会の議事は、この寄付行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 3. やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、他の理事を代理人として表決を委任することができる。
 4. 前項の場合における本条第1項及び第2項の規定の適用については、その理事は出席したものとみなす。
 5. 議決すべき事項につき、特別な利害関係を有する理事は、当該事項について表決権を行使することができない。

(理事会の議事録)

- 第32条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1)日時及び場所
 - (2)理事の現在員数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者及び表決委任者の場合にあっては、その旨を付記すること。）
 - (3)審議事項及び議決事項
 - (4)議事の経過の概要及びその結果
 - (5)議事録署名人の選任に関する事項
- 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が、署名、押印をしなければならない。

(評議員会)

第33条 評議員会には、第30条から第32条までの規定を準用する。この場合においてこれらの規定中「理事会」及び「理事」とあるのは、それぞれ「評議員会」及び「評議員」と読み替えるものとする。

2. 前各項に定めるもののほか、評議員会の運営に関し必要な事項は、理事会で定める。

第7章 寄付行為の変更及び解散

(寄付行為の変更)

第34条 この寄付行為は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数各々の4分の3以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の認可を受けなければ変更できない。

(解散)

第35条 この法人を解散するためには、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の許可を受けなければならない。

(残余財産の処分)

第36条 この法人の解散に伴う残余財産は、国、地方公共団体又は公益を目的とする法人のうち、理事現在数及び評議員現在数各々の4分の3以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の許可を受けたものに寄付するものとする。

第8章 補 則

(書類及び帳簿の備付等)

第37条 この法人の事務所に、次の書類及び帳簿を備えなければならない。

- (1) 寄付行為
- (2) 役員、評議員及び職員の名簿及び履歴書
- (3) 正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録
- (4) 資産台帳及び負債台帳
- (5) 収入支出に関する帳簿及び証拠書類
- (6) 理事会及び評議員会の議事に関する書類
- (7) 処務日誌
- (8) 官公署往復書類
- (9) 許認可及び登記に関する書類
- (10) 事業報告書及び収支決算書

- (11) 事業計画書及び収支予算書
- (12) その他必要な書類及び帳簿
- 2. 前項の書類及び帳簿は、次の区分により保存しなければならない。
 - (1)第1号から第4号及び第6号及び第10号から第11号のものは永久
 - (2)第5号のものは10年以上
 - (3)第7号から第9号及び第12号のものは1年以上
- 3. 第1項第1号、第3号、第10号及び第11号に掲げる書類ならびに役員及び評議員名簿については、これを一般の閲覧に供するものとする。

(委 任)

第38条 この寄付行為に定めるもののほか、この法人の運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

付 則

1. 第18条の規定にかかわらず、この法人設立当初の理事及び監事は、次のとおりとする。

理 事 (理事長)	前嶋 信次
理 事 (常務理事)	岩永 博
理 事	三上 次男
理 事	田村 秀治
理 事	大野 盛雄
理 事	塚本 素山
理 事	末松 良介
監 事	吉国 二郎
監 事	狩野 近雄